

きょうどう

2015年8月1日号

NO. 23

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



「戦争法案絶対反対」

七月二〇日 熊本市 下通り

戦争ノー！憲法違反ノー！消費税ノー！

暑中お見舞い申し上げます。

一九四五年八月一五日の終戦から七〇年目の夏を迎えました。

日本は、敗戦の教訓から二度と戦争はしないと宣言した憲法を制定し、平和国家の道を歩んできました。今日日本では、憲法「改正」に執心する安倍首相の下、再び海外で戦争の出来る国にしようとする「動き」が進んでいます。多くの「憲法違反」との明白な意見を無視し、国会会期を延長して数に頼んだ強行採決で、「安民法制」の成立が図られようとしています。

戦争を維持するためには、国民生活の様々な犠牲と莫大な財政負担を強いられます。戦費調達に最も手っ取り早いのは消費税の増税であり、消費税が変身して「戦争税」となることでしょう。財政の面からも国民生活の上からも到底許されることはありません。

安倍政権の「成長戦略」など経済財政の政策作りに深く関わる、消費税増税を要求する財界中核企業の東芝の歴代社長三名が辞任しました。法人実効税率の25%程度までの引き下げなどを迫り、安倍首相は「世界で一番(大)企業が活動しやすい国」にすると応えています。自社では不正な会計操作を迫る様な人物が関わった安倍政権の政策を許すことは出来ません。「(大)は筆者挿入」

「再び戦争する国にしてはならない」「憲法違反の安倍政治を許さない」「消費税10%ノー！」。

「二十一世紀安保」のこの夏が、多くの国民の声と行動でますます熱くなっています。

社員・税理士 荒尾壽味雄

事務負担増の「マイナンバー」

社会保障・税番号制度が始まります！

国民の一人ひとりにマイナンバー（12桁の個人番号）が今年の10月に割り当てられ、平成28年1月から行政手続でその使用が始まります。

社会保障、税、災害対策の3分野の行政手続に使用されますが、パートやアルバイトを含む従業員を雇用する事業者や家賃の支払いがある事業者などは、番号を収集・管理・破棄する義務が生ずることになります。通知まで3カ月となりましたが、内容が周知されている状況とは言い難いのではないのでしょうか。

政府は「マイナンバーでもっと便利に暮らしやすく。」と宣伝していますが、事業者は相当の事務負担を強いられ、納税者は情報漏洩の危険にさらされることになります。このように非常に問題の多いマイナンバー制度ですが、その実施が迫っていることから、今回制度の概要を見ていきたいと思えます。

1 マイナンバーはどんな時に使うのでしょうか？



- ・源泉徴収票
- ・確定申告書
- ・扶養控除等申告書
- ・不動産の使用料等の支払調書
- ・厚生年金保険、健康保険等の被保険、雇用保険の被保険者資格取得届の提出の場合など

- 従業員やその家族のマイナンバーの取得と書類への記載、関係機関への提出が必要です。
- 個人事業主であっても、従業員（パート・アルバイトを含む）を雇用していれば、マイナンバーの取得・保管が必要になります。
- 不動産の使用料等の支払調書等の提出のため、従業員以外の外部の方のマイナンバーも取り扱う場合があります。

2 マイナンバーの取扱は？

適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です

(政府広報オンラインより)



事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

- 故意に情報漏えい等を行った場合には罰則があります。
- 過失での情報漏えいであっても、民事上の責任や企業としての信頼低下のおそれがあります。

3 税についてのスケジュール

- 平成 27 年 10 月 1 日～ 個人に「マイナンバー」、法人に「法人番号」の通知開始
- 平成 28 年 1 月 1 日～ 中途退職者の源泉徴収票にマイナンバー記載開始
- 平成 29 年 1 月 1 日～ 平成 29 年 1 月末までに提出する源泉徴収票でマイナンバー記載開始
- 平成 29 年 2～3 月 平成 28 年分の確定申告書でマイナンバー記載開始

- 上記の書類等の作成・提出のために、事業者は委託者（税理士など）に対しマイナンバーを提供する必要があります。また、事業者と委託者（税理士など）は、個人番号を含む特定個人情報の取扱いについて業務委嘱契約を締結（すでに契約書がある場合には変更）する必要があります。

相続税 がやってくる

相続税〈大増税〉に備えよう！

■人が死亡すると、相続が開始します。相続とは、亡くなった人（被相続人）の配偶者や子など、被相続人と一定の身分関係のある人たち（相続人）が、被相続人の財産や債務を引き継ぐことをいいます。

我が家も相続税が発生するかも・・・？

●すべての相続人が相続税に直面するわけではありません。今までは“相続税なんて関係ない”と他人事と済ましていた人でも、今年1月1日以後の相続の場合、基礎控除の引き下げ（増税）の結果、相続税の課税対象圏内に入ってくるケースが大幅に増加する見込みです。



◆相続の開始であわてないための〈相続の対策〉と〈相続税の対策〉を考えておきましょう。（以下〈相続開始を知った日〉を「相続開始の日」と記述しています）

《相続が開始したら》

1 相続人は誰かーの確定

相続のための準備として、まず「相続人は誰か」の確認・確定が必要です。被相続人の戸籍関係から確認します。

2 財産の調査

被相続人の「死亡の時の財産」（債務や保証人の状況とも）について調査し、目録を作成するなどして相続財産を明らかにすることが必要です。預貯金通帳の保管、残高証明書や土地建物の登記簿謄本（全部事項証明書）等を取り寄せておきます。

3 相続の是非の判断

相続人は、相続開始の日から3カ月以内に、被相続人の財産や債務について「相続するかしないか」の判断をしなければなりません。何もしなければ相続を承認したことになります。相続をしない・したくない場合には、その3カ月以内に家庭裁判所に「相続放棄」の申立てを行って承認を得なければなりません。

4 相続財産の分割

被相続人の財産を各相続人に分配し、各自の取得分を確定させることを「遺産分割」と言います。この分割の際に、1「相続人の確定」と2「財産の調査」が重要な要素となります。さらに『遺言書』の有無、『相続時精算課税』適用の贈与、『相続開始前3年以内の贈与』などについて確認、考慮が必要です。分割が確定したら「遺産分割協議書」としてこの内容を書面にし、相続人が署名し押印します。

5 相続税の申告

正味の相続財産(*1)合計額が基礎控除額(*2)を超える場合には、相続開始の日から10カ月以内に相続税の申告・納税をしなければなりません。申告をする時まで「分割」が終わっている場合には、その内容に沿って申告し納税します。その際、税額計算の特例規定や税額控除の適用を受けることが出来ますが、分割が終わらない場合には、特例規定の適用が受けられず、法定相続分で分割されたものとみなして申告・納税することとなります。

*1 正味の相続財産 = 遺産総額 - (非課税財産 + 債務 + 葬式費用)

*2 基礎控除額 = 〈定額控除額〉3,000万円 + 〈人的控除額〉600万円 × 法定相続人の数

《相続開始の前にとすること》

1 遺言

被相続人は、自らの最後の意思を「遺言」として残すことが出来ます。遺産分割のトラブル“争族”防止のために有効です。遺言書は一般的に「自筆証書」と「公正証書」の方式がとられます。安全確実は公正証書といえましょう。自筆証書の場合には、相続人にその存在を知らせておくことも大切です。

2 養子縁組

相続人がいない、いるが兄弟姉妹や甥姪ばかり…という場合、養子縁組で相続関係を安定させ、相続税負担の軽減につながります。税法上の養子の数は、子がある場合は一人、子がない場合は二人までとされています。



3 財産の整理

本人（被相続人）が死亡した後での財産（遺産）の把握は困難な場合が多くあります。元気なうちに財産目録を作っておくと相続人が助かります。中に不良債権や同族法人への貸付金などがあれば、可能な限り整理しておきます。不動産の所有権が先代のまま、あるいは未登記などはすぐ処理しておきます。債務（借金）、保証債務の存在は明確にしておきます。

可能な限り整理しておきましょう。財産が不動産主体の場合は、相続税の納税資金の準備にも配意します。相続を“争族”にしないためにも、かねてから相続人との意思の疎通を図っておくことが大切です。

《個人事業者が死亡の場合》

1 被相続人の事業承継

事業を承継する（続ける）かどうか、承継する場合誰が後継者となるかを早急に決めなければなりません。債務超過の状態での相続の場合、前述《相続が開始したら》の「3相続の是非の判断」も必要です。

2 税務上の届出・所得税の申告

(1) 事業の後継者が決まったら、税務署等へ各種の届出等をする必要があります。期限が定められているものがありますので、早急な対応が必要です。

(2) 被相続人の死亡の年の1月1日から死亡した日までの期間の、その事業に係る所得税の申告・納税が必要です。相続開始の日から4カ月以内に行うこととされており、これを「準確定申告」といいます。相続税の申告期限（10カ月以内）や通常の確定申告期限と異なりますので要注意です。

《法人経営者が死亡の場合》

1 後継代表者の決定

法人の事業遂行の上から、早急な後継代表者の決定が必要です。現役の時、できるだけ早い時期から、後継者対策を取っておくことが望まれます。



2 相続税負担に留意

法人の経営が良好で、土地等の不動産を保有している場合、代表者の所有する株式の評価が高額になる可能性があります。後継者が多額な財産を相続することとなった場合、相続税も多額となります。納税の観点からの財産の分割を考慮することが必要です。

《相続税対策》

1 相続が開始してからの相続税対策は限定的です。配偶者の税額軽減や小規模宅地の評価減などの特例を活用することで税負担を軽減できます。そのためには、申告時まで「遺産分割」が終わっていることが必要です。

2 遺産分割が納税額に大きく関係します。さらに、将来的な視野で分割することも肝要です。納税資金の面からの検討も忘れないでください。

3 「申告書」が送ってきたら

税務署は各種の納税情報等から資産の状況等の蓄積を行っており、相続税の申告の必要があると見込まれる者に申告書を送付してきます。申告書が送ってこない場合でも、申告要否の判断とともに申告が必要になることがあります。財産の把握や評価などに時間がかかる場合がありますので、早めに取りかかりましょう。

まず、共同経理にご一報ください。また、ご相談にはいつでも応じています。あれこれ思案するより、まずご相談にお越しください。

売上げ不振・消費税は 1.6 倍増

【所得税・消費税申告状況の前年対比】

26/25 (%) (件数は実数)

【一人当たり納税額】(円)

事業区分		申告所得税 (%)				消費税 (%)			所得税		26年分	25年分
		件数	事業収入	事業所得	税額	件数	課税標準	税額				
第一種	卸売業	7	85	104	94	6	88	131	青	255,500	293,200	
第二種	小売業	29	93	81	82	15	93	133	白	219,900	211,000	
第三種	建設・農林・製造業	170	103	121	142	83	105	173	平均	239,200	255,500	
第四種	飲食・金融保険業	47	97	96	114	14	95	137	(100円未満切り捨て)			
第五種	運輸・不動産・サービス業	148	104	90	83	23	90	134	消費税	26年分	25年分	
合計		401	102	107	94	141	101	158		青	571,500	356,800
青白別	青色申告者	217	102	110	87	108	101	160	白	362,700	248,100	
	白色申告者	184	101	99	104	33	103	146	平均	522,600	331,300	

4月からの消費税増税のあおりで、総体的に売上げが落ち込み、所得も減少して結果的に納税額も減少という厳しい傾向が表れています。一方消費税は、4月から8%へと1.6倍増したことによる年間平均の増税率が145%であるにもかかわらず、全体の増加率は158%となっており、実質的に1月から増税したと同様な“増税効果”が現れています。しかしながら第三種以外は145%以下であることから、8%へ増税された4月以後の売上げ不振・減少を見て取れます。

全体的に不振の中で第三種事業の建設・農林業は好調ですが、製造業は収益後退しています。消費税の課税標準(売上)が軒並み100%以下と減少し、増税率(税額)が130%台であるのに、第三種だけが課税標準を伸ばし税額173%と際立っています。第五種では運輸不動産が収入を伸ばしていますが利益は減少、サービス業は昨年回復を見せましたが、今年は不振。卸・小売業の苦戦が続いています。

驚!

消費税倍増

怒!!



3月期法人の消費税申告結果

昨年4月1日の消費税増税の日から開始した3月決算法人の消費税の納税額が、前期比200%と倍増して、驚きをとおり越して怒りが渦巻く状況となりました。5%から8%への増税で1.6倍化することは予測されていたものの、本則課税にあってはこれを上回る倍増となっています。課税標準(売上)は87%と大きく減少したにもかかわらず税額が倍増したことは、厳しい経営環境で設備投資や営業経費を切り詰めて節約し、利益確保の経営努力によるものと見ることが出来ます。経営努力の成果が消費税増税効果につながった状況です。因みに法人税申告の売上=87%、税引前利益=93%でした。簡易課税は、課税標準の伸び104%に見合っただけの税額となっています。

3月期法人の消費税申告状況

(前期対比:%)

区分	区分別		合計	
	課税標準	税額	課税標準	税額
本則課税	87	200	90	196
簡易課税	104	167		

平和の名で戦争するな！

この夏、平和な日本を目指して多くの市民が行動。

憲法違反の「戦争法案」が今まさに国会で論議される中、「廃案」にせよと幅広い国民の声が広がっています。経営理念に「憲法の擁護」を掲げる我々、共同経理の、この夏の平和への取組を紹介します。

7/15(水) 「なくそう核兵器 国民平和大行進」



「歩く」という誰でもできる行動で原水爆禁止の願いを示す平和行進に5名が参加、梅雨の晴れ間の当日14時から菊陽病院～熊本市の辛島公園までの道りを署名活動やプラカードを掲げ、元気よく(?)行進しました。辛島公園の集会後、鶴屋屋上で疲れを癒しながら8月に広島・長崎で行われる「原水爆禁止世界大会」への参加者派遣を確認しました。

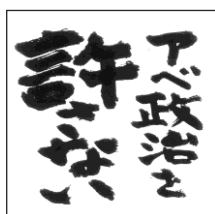
7/19(日) 「安保法案の撤回を求める県民集会」 (県弁護士会主催)



「戦争法案」に対する「怒り」が広がる中、県の弁護士会主催の集会に参加しました。デモ隊の先頭には毎月の法律相談でお世話になっている弁護士さんが多数参加されていました。参加者は800人を超え新市街～下通を「違憲立法反対」「9条守れ」とシュプレヒコールをあげながら練り歩きました。最後はパルコ前で寺内大介弁護士(たんぼぼ法律事務所)の団結ガンバローで締めくくりました。

7/20(月) 「若者デモ」 「WDW」(We Disagree with War in Kumamoto)主催

主催の「WDW」はツイッターを通じ知り合った4人で結成。「戦争が起こってからでは遅い、若者が立ち上がる時」とデモを企画。前日の弁護士会主催の集会は大変な盛り上がりでしたが、「政治はダサい！」と考えがちな若者世代が集まるのか不安を抱え辛島公園に到着すると何と「400人」の参加者が、下通、上通をデモ行進する際には人数は「600人」にまで膨れ上がり、若者らしいマイクパフォーマンスやドラムのリズムに合わせ「未来を守れ」と大きく声をあげました。「サウンドデモ」は8月16日(日)にも行われるそうです。皆さんも是非一緒に参加しましょう！



最近、頻繁に見かける「アベ政治を許さない」を揮ごうしたのは著名な俳人で現在95才の金子兜太さんの作品です。

～節税・セーフティ商品案内～

貴方の事業が健全経営でも「取引先の倒産」という事態はいつ起こるかもしれません。そのような不測の事態に直面した時に役に立ち、節税対策としても有効な共済制度をご紹介します。

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

毎月 5,000 円～200,000 円までの掛金を積み立て（掛金総額 800 万円まで）取引先が倒産した場合、掛金の 10 倍の範囲内で共済金の「貸付け」が受けられる制度です。

◆制度の特色

1. 安心・確実な国（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）の共済制度です。
2. **最高 8,000 万円**の共済金の貸付けが受けられます。
3. 共済金の貸付けは**無担保・無保証人**です。
4. 掛金は**税法上、経費または損金に算入**できます。
※年度末に向こう1年分の前払いが可能で、決算対策に利用できます。
5. **一時貸付金制度**も利用できます。
6. 貸付を受けなければ、掛金が戻ります。
(1年以上の納付で 80%、40 カ月以上 100%)

パンフレット等有り
ますので、詳細につきま
しては担当者にお尋ねく
ださい。

共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事やご心配に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事やお悩みのことについて、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家のご紹介を致します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

8月31日(月)

* 6月決算法人の確定申告期限

* 個人事業者27年分の消費税・
地方消費税の中間申告期限

9月30日(水)

* 7月決算法人の確定申告期限

11月 2日(月)

* 8月決算法人の確定申告期限

11月16日(月)

* 所得税の予定納税額の減額申請
期限

11月30日(月)

* 9月決算法人の確定申告期限

* 所得税の予定納税額の納付期限
(第2期分)

※無料法律相談のご案内

毎月 10 日（土・日・祝日は前後します）に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、8月10日(月)・9月10日(木)・10月9日(金)
11月10日(火)・12月10日(木)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理

〒861-1305 菊池市北宮 317-15

TEL 0968(25)1036

FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、
所報「きょうどう」に対する、ご意見
やご要望をお聞かせください。